

開発許可申請の流れ

開発許可は、一般的な開発の場合、次のような3つの行程を経て許可に至ります。
(但し、開発区域の面積が5ha以上の大規模開発については、中播磨県民センターまちづくり建築課との協議になります。)

【1】

下 協 議

下協議では、開発行為に関係する課において設計における留意点等についての指導を受け、これらの内容に注意して事前協議に必要な書類を作成してください。

【2】

事 前 協 議

開発行為等事前協議申出事前協議を関係各課に回し、庁内協議一覧表を開発申請者にわたす。開発申請者は、その回答を付け、開発行為許可申請書を出してもらう。**注) 地元区長、放流先水路管理者(区長、水利組合)、隣接者の同意書、開発協定書が必要なので伝えておく。**

事前協議では、設計の細部に至るまでのチェックを行います。この結果、申請者はより細かな指示を受け、設計内容を完成させます。

【必要書類】・・・帰属調書、区域に係る土地の登記簿謄本、申出に関する委任状、上記で必要とされた事項を証する書面、添付図面(①位置図1/2,500以上、②字限図、③地籍図、④現況図、⑤造成計画平面図、排水計画平面図、給水計画平面図

(1/5,000㎡未満は1枚に記入可) 1/500以上、⑥道路断面図1/50以上、縦横断面図1/300以上、⑦道路施設構造図1/50以上、⑧排水施設構造図1/50以上、⑨求積図1/1,000以上、⑩がけ、擁壁等断面図1/50以上、⑪その他上記で設置・建築すべき施設の計算図、計画図、構造図等)

【3】

29条申請 (開発行為許可申請)

もう1度関係各課に回し、庁内協議一覧表を渡し、回答してもらう。回答を各課に伝え、了解を得られれば32条協議が終了したことになるので県に進達する。開発申請者には同意書発行。

開発行為を行おうとする者は、法第29条第1項の規定により、あらかじめ、県の許可を受けなければなりません。

- ・ 消防署への協議(町長の送付文、位置図、防火施設)
- ・ 町長、給水施設、排水施設、消防施設、取付先道路なので、進達の決裁日
- ・ 放流先水路、水利権は、地元の放流同意の日
- ・ 32条の公共施設の管理帰属がある場合は、県に同意の報告
- ・ 帰属する公共施設がある場合、申請者に32条同意の回答